平成２１年（フ）第１４７９号
埼玉県新座市東３丁目12番４号　カーサ・デ・ヴェルデ４番館102号室
債務者　神村　　渺
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１４８１号
埼玉県川口市本町１丁目17番１―912号　本町公団
債務者　伊藤奈津子
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１４９１号
埼玉県桶川市大字坂田1487番地
債務者　大内　國子
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１５５７号
さいたま市浦和区領家３丁目24番５―501号
債務者　香田　勝哉
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１５６７号
さいたま市緑区道祖土２丁目25番18号　坂本アパート201
債務者　伊藤　　勉
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第４１６号
岡山県倉敷市連島町連島1410番地
債務者　石川眞理子
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第７８６号
岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第６地割80番地２　三堤住宅１号棟17号、住民票上の住所岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第６地割80番地２　三堤住宅１号棟24号
債務者　宮崎　美香
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第７８８号
盛岡市西仙北２丁目１番３号Ａ―２号
債務者　阿部　悦子
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第３２９２号
名古屋市昭和区御器所３丁目31番７号　アルカディア御器所２Ｆ号
債務者　山下　義幸
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４２７号
岡山県倉敷市昭和１丁目３番８号サンシャイン22―103号室、住民票上の住所岡山県倉敷市昭和１丁目３番８号ワイスリー103号室
債務者　髙坂　圭一
1　決定年月日時　平成21年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第３２１８号
札幌市北区北７条西６丁目２番地27　ＳＴＲＩＰＥ札幌912号
債務者　浜潟　　稔
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３４５７号
札幌市北区北25条西14丁目５番50―207号
債務者　玉井　隆造
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３５０２号
札幌市中央区北４条西25丁目２番11―706号
債務者　近江　真愛（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３５９８号
北海道千歳市清水町３丁目29番地
債務者　山谷可南子
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３６１０号
札幌市中央区南２条西９丁目999―27　Ｃａｒｒｅｒａ２．９―203、住民票上の住所札幌市豊平区西岡４条10丁目６番１号　第２すずらんハイツ303号
債務者　佐藤　郁子（旧姓鍛治川）
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３６２１号
札幌市北区新琴似７条15丁目７番25号　第三四ツ葉
債務者　大村　雄一
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３６３３号
札幌市中央区南４条東３丁目15番地１　セントポーリア拾番館307号
債務者　田村　英俊
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで札幌地方裁判所民事第４部